

事務連絡
令和4年5月11日

各地方公共団体
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第65回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第65回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置（地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地域再生エリアマネジメント負担金制度及び商店街活性化促進事業計画に基づく措置）を活用する事業です。
- 3 事前相談を5月11日（水）から6月10日（金）まで受け付けます。
- 4 認定申請を6月20日（月）から6月24日（金）まで受け付けます。
- 5 認定は8月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を下記のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、下記を御確認の上、対応願います。

なお、地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましては「地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請受付について（第65回地域再生計画認定申請受付）（通知）」（令和4年5月11日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）を御参照ください。

1 受付を行う地域再生計画

(1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で受付対象（○）としている支援措置※を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

※ 次に掲げる支援措置

- ・ 地方創生推進交付金
 - ・ 地方創生拠点整備交付金
 - ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度
 - ・ 商店街活性化促進事業計画に基づく措置
 - ・ 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税を併用する事業（以下「併用事業」という。）に係る地域再生計画のうち、既に認定（又は変更認定）された地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税を併記した地域再生計画の変更認定を申請するもの
- ※本認定回においては、企業版ふるさと納税のみを活用する地域再生計画の認定申請は原則受け付けません（各地方公共団体において特段の事情がある場合は、「6 その他」②に記載の問い合わせ先まで御連絡ください。）。

なお、地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の変更につきましては、総事業費の2割以内の増減等の軽微な変更であれば、変更認定申請は不要です（軽微な変更として御報告ください。）。詳細は、「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」（令和4年4月20日一部改正）10ページを御参照ください。

(2) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、支援措置を活用する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、その支援措置を活用する事業が相互に密接に関連するときは、同一の地域再生計画に当該事業を盛り込むことができます。ただし、地方創生推進交付金を活用する事業と生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する事業等、認定申請受付時期が異なる支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に盛り込むことは、原則としてできません。活用する支援措置の組合せによっては、支援措置ごとに別々の地域再生計画を作成する必要がある場合がありますので、御注意ください。

複数の事業を同一の地域再生計画に記載しようとする場合は、内閣府地方創生推進事務局までお問合せください。

2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、「3 事前相談」及び「4 認定申請」を御確認ください。

事前相談期間	5月11日（水）～6月10日（金）17時
認定申請受付期間	6月20日（月）～6月24日（金）17時
認定時期	8月下旬

3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。活用する支援措置によっては事前相談が必須となりますので、御注意ください。なお、別添1「地域再生計画・支援措置一覧」の「所管省庁への事前相談」欄に「要事前相談」とある支援措置を記載した地域再生計画の事前相談を行う場合には、必ず事前相談前に当該地域再生計画に記載する事業の内容等について当該支援措置を所管する省庁へ御確認ください。

(1) 事前相談の有無及び事前相談期間

活用する支援措置、事前相談の有無等は次のとおりです。

[支援措置ごとの事前相談の有無等]

活用する支援措置	事前相談の有無	事前相談期間
・地方創生推進交付金 ・地方創生拠点整備交付金	なし※1	
併用事業のうち同一の地域再生計画に併記するもの※2	必須	5月11日（水） ～6月10日（金）17時
上記以外の支援措置※3	必須	

※1 地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金のみを活用する地域再生計画につきましては、事前相談を受け付けません。地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金の事業内容に係る事前相談につきましては、地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画に係る事前相談を御活用ください。

※2 交付金活用部分につきましては上記の取扱いに準じて事前相談は受け付けませんが、企業版ふるさと納税活用部分につきましては、事前相談が必須となります。新規事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を

個別に作成していただきます。なお、本認定回では企業版ふるさと納税のみを活用する地域再生計画の認定申請は原則受け付けません（各地方公共団体において特段の事情がある場合は、「6 その他」②に記載の問い合わせ先まで御連絡ください。）。

※3 別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置

- ・ 令和4年度地方創生推進交付金（先駆タイプ、横展開タイプ、Society5.0タイプ）（第2回）に係る実施計画等の作成及び提出について（令和4年5月11日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 地方創生拠点整備交付金（令和3年度補正予算分）（第2回）に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和4年5月11日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 地方創生拠点整備交付金（令和3年度補正予算【基金事業】分）（第2回）に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和4年5月11日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）
- ・ 地方創生拠点整備交付金（令和4年度当初予算分）（第2回）に係る施設整備計画等の作成及び提出について（令和4年5月11日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(2) 地域再生計画の作成等

事前相談に先立ち、地域再生計画を作成又は変更してください。

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」（令和4年4月20日一部改正）、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」（令和4年4月20日一部改正）、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必ず御参照ください。

- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 ・ ・ 別添5
- 商店街活性化促進事業計画に基づく特例を活用する場合 ・ ・ 別添6

また、地方創生推進交付金及び地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）又は商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（商店街活性化促進事業）に関する事項が同一の地域再生計画に併記されている場合は、地方創生推進交付金の申請事業数の上限につい

て弾力的な取扱いを行うこととしております。詳細は、以下の事務連絡を御確認ください。

- ・ 地域再生エリアマネジメント負担金制度及び商店街活性化促進事業（第2回）に係る令和4年度地方創生推進交付金の活用について（令和4年5月11日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）

(3) 事前相談の方法

事前相談は、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、地域再生計画を変更する場合であっても、事前相談が必要な支援措置に係る地域再生計画につきましては、軽微な変更（「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」10ページ御参照）を除き、事前相談を行ってください。

ア 事前相談に係る提出データ等（支援措置別）

活用する支援措置	提出データ	様式	提出先
併用事業のうち同一の地域再生計画に併記するもの※1	地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※2を変更してください。	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び kigyou-furusato@cas.go.jp
	変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル（セットとなったもの）※2	
	企業版ふるさと納税チェックシート	申請様式07	
	地方版総合戦略の該当箇所抜粋※3	貴団体作成のもの	
	地方創生推進交付金実施計画又は地方創生拠点整備交付金施設整備計画	直近で交付対象事業に決定されたもの	
地域再生エリアマネジメント負担金制度	地域再生計画	申請様式03_04 （変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※2を変更してください。）	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び e.area-management1@cao.go.jp
	（変更の場合のみ） 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル（セットとなったもの）※2	
	地域再生エリアマネジメント負担金事前相談様式	申請様式08	
商店街活性化促進事業計画に基づく特例	地域再生計画	申請様式03_04 （変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※2を変更してください。）	e.nintei.c3s@cao.go.jp 及び shoutengai@cao.go.jp
	（変更の場合のみ） 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル（セットとなったもの）※2	

※1 交付金活用部分につきましては交付金のみに係る地域再生計画の取扱い（(1) 御参照）に

準じて事前相談は受け付けませんが、企業版ふるさと納税活用部分につきましては、事前相談が必須となります。新規事業について地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。なお、本認定回では企業版ふるさと納税のみを活用する地域再生計画の認定申請は原則受け付けません（各地方公共団体において特段の事情がある場合は、「6 その他」②に記載の問い合わせ先まで御連絡ください。）。

※2 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※3 変更認定申請の場合は、変更がある場合のみ提出してください。

イ メール件名

事前相談のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとさせていただきます。

[メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1	併用事業のうち <u>同一の地域再生計画に併記するもの</u>	変更	【事前相談】【併用（変更）】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
2	1以外の支援措置	新規	【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
		変更	【事前相談】【その他（変更）】（〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【事前相談】【その他（新規）】（〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画<1/2>

(4) 事前相談に当たっての留意事項

データ送付方法

ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

地域再生計画を変更する場合は、軽微な変更（「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」10ページ御参照）を除き、変更認定申請を行ってください。

なお、認定申請受付時期が異なる支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に盛り込むことは、原則としてできません（1の(2)御参照）。

(1) 認定申請受付期間

6月20日（月）～6月24日（金）17時

(2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、それぞれ定める別添を必ず御参照ください。

- 地方創生推進交付金のみを活用する場合※ 別添2
- 地方創生拠点整備交付金（令和3年度補正予算分・令和4年度当初
予算分）のみを活用する場合※ 別添3
- 併用事業のうち同一の地域再生計画に併記する場合 別添4
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 別添5
- 商店街活性化促進事業計画に基づく特例を活用する場合 別添6

※ 新規の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画の作成に関して、令和4年6月上旬頃に地域再生計画の作成支援ツールの配布を予定しています。当該地域再生計画の作成に当たっては、当該作成支援ツールを御活用ください。

(3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。なお、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、第59回認定回から押印は不要としておりますので、原本を郵送いただく必要はございません。

提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、該当する様式を御確認の上、必ず最新の様式を使用してください。

なお、活用する支援措置によってはアに掲げる書類のほかに提出が必要となる書類がある場合がありますので、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第1条、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」等を必ず御確認ください。

また、地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している場合は、地域再生計画の作成又は変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならない、地域再生計画の認定申請の際に、当該協議の概要を添付することとされています（認定された地域再生計画を変更するときも同様です。）。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）」31ページ、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を御確認ください。

ア 認定申請における申請書類等

活用する支援措置	申請書類	様式	提出先等
地方創生推進 交付金のみ	基礎データ表ver. 38	申請様式01	e.nintei.c3s@ cao.go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_01又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定 回で使用したwordファイ ル※1を変更してくださ い。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略の該当箇 所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	

	地方創生推進交付金実施計画	今回申請するもの	
地方創生拠点整備交付金のみに	基礎データ表ver. 38	申請様式01	e. nintei. c3s@cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_02又は03_03 (変更の場合は直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
	地方版総合戦略の該当箇所抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
	地方創生拠点整備交付金施設整備計画	今回申請するもの	
併用事業のうち同一の地域再生計画に併記する場合 ※ <u>3</u>	基礎データ表ver. 38	申請様式01	e. nintei. c3s@cao. go. jp 及び kigyou-furusato@cas. go. jp
	地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_03	
	地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル※1を変更してください。	
	変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwordファイル(セットとなったもの)※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	

	地方版総合戦略該当箇所 抜粋 ※2	貴団体作成のもの	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
	地方創生推進交付金実施 計画又は地方創生拠点整 備交付金施設整備計画	直近で交付対象事業に決 定されたもの	
地域再生エリ アマネジメン ト負担金制度	基礎データ表ver. 38	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び e. area-manage ment1@cao. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_04 (変更の場合は直近認定 回で使用したwordファイ ル※1を変更してくださ い。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ たもの)※1	
	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	
商店街活性化 促進事業計画 に基づく特例	基礎データ表ver. 38	申請様式01	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び shoutengai@ca o. go. jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_02又は02_03	
	地域再生計画	申請様式03_04 (変更の場合は直近認定 回で使用したwordファイ ル※1を変更してくださ い)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で使用したwor dファイル(セットとなっ	

		たもの) ※1	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※2	申請様式04	
	工程表 ※2	申請様式05	

※1 直近に軽微な変更を報告している場合は、当該報告したwordファイル

※2 変更認定申請の場合は、変更がある場合のみ提出してください。

※3 新規事業について地方創生推進交付金又は地方創生推進拠点整備交付金と企業版ふるさと納税の併用を行う場合は、交付金活用部分・企業版ふるさと納税活用部分それぞれの地域再生計画を個別に作成していただきます。なお、本認定回では企業版ふるさと納税のみを活用する地域再生計画の認定申請は原則受け付けません（各地方公共団体において特段の事情がある場合は、「6 その他」②に記載の問い合わせ先まで御連絡ください。）。

イ メール件名

認定申請のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

[メール件名]

	活用する支援措置	申請区分	メール件名
1	地方創生推進交付金のみ	新規	【正式提出】【推進（新規）】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
		変更	【正式提出】【推進（変更）】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
2	地方創生拠点整備交付金のみ <u>（令和3年度補正予算分）</u>	新規	【正式提出】【拠点整備・補正】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
3	地方創生拠点整備交付金のみ <u>（令和4年度当初予算分）</u>	新規	【正式提出】【拠点整備・当初】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
4	地方創生拠点整備交付金のみ	変更	【正式提出】【拠点整備・継続変更】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画

5	併用事業のうち <u>同一の地域再生計画に併記するもの</u>	変更	【正式提出】【併用（変更）】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
6	1 から 5 以外の支援措置	新規	【正式提出】【その他（新規）】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画
		変更	【正式提出】【その他（変更）】 （〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画

(注) ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【正式提出】【推進（新規）】（〇〇県〇〇市）第65回地域再生計画<1/2>

(4) 認定申請に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合、地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で作成したもの又は各団体で作成したものをその他の申請書類等と合わせて代表団体に取りまとめの上、御提出ください。

イ データ送付方法

ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

ウ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver. 38」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものを受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページ等で公開されますので、内容に誤りのないよう御留意ください。

5 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更につきましては、地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更の報告は別途事務連絡にて通知します。

※ 軽微な変更とは

地方創生推進交付金事業の総事業費の2割以内の増減や、地域の名称又は地番の変更に伴う範囲の変更、地方創生推進交付金事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更等をいい、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しないとされています。

6 その他

(1) 認定申請書類の提出状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、以下の日時までに当事務局からメールによる連絡がなかった場合、当該書類が受理できていない可能性がございますので、次の問い合わせ先まで御連絡ください。

活用する 支援措置	対象となる支援措置※のうち、 右欄以外のもの	・ 地方創生推進交付金（併用事業含む） ・ 地方創生拠点整備交付金（併用事業含む）
事前相談	6月17日（金） 17時	
認定申請	7月6日（水） 17時	7月22日（金） 17時

※ 別添1の「受付の可否」欄で受付対象(○)としている支援措置

(2) PDCAサイクルの適切な管理

認定地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該計画で設定したKPIによって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

事業の実施状況等から判断し、KPIの見直しが必要と認められる場合には、速やかに当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。その際、必要があれば「3 事前相談」の事前相談と併せて御相談ください。

【問い合わせ先】

①地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）については、
e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

②企業版ふるさと納税の事業内容に関すること

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 企業版ふるさと納税担当

TEL : 03-6257-1421

E-mail : kigyou-furusato@cas.go.jp

※ 「地方創生関連部局におけるテレワークの実施の強化について」（令和2年4月15日付事務連絡）で既にお知らせしているところですが、国への問い合わせにつきましては、まずは可能な限りメールで行っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金活用】
- ・ 別添3 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生拠点整備交付金（令和3年度補正予算分）活用】
- ・ 別添4 地域再生計画の作成方法（ポイント集）【地方創生推進交付金・企業版ふるさと納税併記】（変更認定申請）
- ・ 別添5 地域再生計画の記載イメージ（地域再生エリアマネジメント負担金制度版）
- ・ 別添6 地域再生計画の記載イメージ（商店街活性化促進事業関連）
- ・ 参考 地方創生推進交付金実施計画が変更になった場合の地域再生計画の変更認定申請の有無
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）
- ・ 申請様式等一式